

| 再 興 戦 略 | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

第1節 地域コミュニティの活性化

【現況と課題】

－ これまでの地域コミュニティと行政 －

地方自治において、補完性の原理といった考え方があります。この考え方は、共同体の決定や自治は、できるだけ小さな個人やコミュニティで行い、対応できないことを基礎自治体が行い、また基礎自治体を越える決定等については都道府県が、そしてさらに大きな決定等については国が行うといった考え方です。また、この考え方は、住民自治と非常に親和性が高く、地域のコミュニティの自治を重視しています。

これまで、地域の公共的なサービス等は地域のコミュニティが第一義的に意思決定を行い、実施してきました。しかし、戦後の高度経済成長を背景とし、地域コミュニティの構成員である個々人のライフスタイルの多様化や核家族化が進行する中で、伝統的に地域に根付いていた地域コミュニティの衰退を招き、これらが担ってきた公共的なサービスを行政が代替する傾向が拡大してきました。

この結果、わが国全体として、戦後一貫して、行政サービスの充実とあいまって、行政の範囲が拡大傾向にあります。

－ 人口減少社会における地域コミュニティと行政 －

人口減少の加速や高齢化の進行が、今後の長期的なすう勢となる中で、職員や税財源といった、行政における人的・財政的な資源が縮小することが、不可避となります。また、地域コミュニティにあっては、地域の高齢者がこれを支えている現状にある中で、今後、その構成員規模の縮小といった衰退を招くこととなります。

このような中、今後、一義的には地域コミュニティが担うべきもので、この衰退から行政が代替補完してきた公共的なサービスについて、担い手の不足から、これを維持することが一層困難になることが危惧されています。

このことから、行政、地域とも資源の縮小が規定路線となる中で、公共的なサービスにおける行政との適切な役割分担と取捨選択を行うことともに、これまで以上に地域コミュニティを活性化していくことが求められています。

－ 行政の地域支援の新しいあり方 －

これまで行政の地域支援は、衰退する地域コミュニティが担うことができなくなった公共的なサービスを補完することを重視してきました。この手法として、行政が直轄でサービスを実施する直接的な支援、もしくは行政が地

域に対して補助金等を給付する間接的な支援といった2つの方法に大分されます。

しかし、公共的なサービスの直接的、または間接的な支援を問わず、行政がこれを担うとき、行政に対する公共性と公平性の要請から、そのサービスは行政区域内で統一かつ画一的な措置となり、必ずしも地域の実情に即したものとならず、地域のモチベーションを十分喚起することにならないのが現状でした。

このことから、地域への支援のあり方として、特に地域の公共的なサービスの持続可能性を確保する上で、地域コミュニティのモチベーションを喚起することを重視し、地域の自主性に基づく取組みに対して支援することが求められています。

－ 新しい公共の担い手 －

今後、人口減少により、行政や地域コミュニティにおいても補うことができない公共的なサービスが生じる中で、新しい公共の担い手として期待されているのが、NPOやボランティア団体をはじめとする市民活動団体等の存在です。

このような新しい公共の担い手が、大きくクローズアップされるようになったのは、イギリスやアメリカにおいて新自由主義の考えが台頭し、小さな政府を目指す中、行政の役割の縮小と効率化の有用な手段として位置づけられたことが背景にあります。一方、わが国においては、阪神・淡路大震災におけるボランティア活動を契機として、法人格取得の必要性が拡大する中で、「特定非営利活動促進法」の成立により、法人格取得要件が緩和されたことに伴い発展してきたことから、他の先進国とは異なる背景を有しています。

現在、市民活動団体等の活動は大きく拡大し、災害復興ボランティアや福祉活動に留まらず、これまで行政の専属事項と考えられてきたまちづくりにまで拡大しています。

このことから、新しい公共の担い手として、市民活動団体等に大きな期待が寄せられる中で、彼らの自主的な活動を支援し、または育成していくことが求められています。

【基本的な方向性】

戦後の高度経済成長を背景とした地域のつながりの希薄化と今後の人口減少の加速により、地域コミュニティの衰退及び行政資源の縮小が予測される中で、暮らしやすい地域社会を維持していくため、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 主体的かつ自立的な地域コミュニティの活性化

人口減少が加速し、これまで以上に地域のつながりの再生や地域の公共的な役割が期待される中で、地域がモチベーションを維持し、主体的に活動することができるよう、地域の発意に基づく自立的な活動について、積極的に支援していきます。

(2) 市民協働のまちづくりの推進

今後、行政や地域だけでまかなうことができない公共的な需要を担保する上で、NPOやボランティア団体をはじめとする市民活動団体等の育成や活動に対して支援していきます。

(3) より開かれた地域社会の実現

人口減少と高齢化の進行による行政の資源縮小により、地域コミュニティや市民活動団体等による公共的な活動が期待される中で、これら活動にあらゆる主体が参加することができる社会的な土壌が整っていることが必要になります。

このことから、年代や性別の違い、障がいの有無等にかかわらず、社会的な様々な活動に参画することができるよう、男女共同参画や人権擁護活動等を通じて、より開かれた地域社会の実現を目指します。

| 再 興 戦 略 | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

第2節 効率的な行財政の推進

【現況と課題】

－ 行政サービスの供給可能性の縮小 －

わが国全体として、人口減少が大きな政策的なテーマとなり、本市においても、平成72年時には49,747人と50,000人を割り込むことが予測されています。人口減少は、地域経済においては消費需要の減退に伴う内需の縮小を招くとともに、行政サービスにおいては、行政機関の税財源等の縮小だけでなく地縁団体等を含めた担い手の減少から、必然的に縮小が不可避となることを見込まれます。

これまで、本市はおよそ半世紀にわたって原子力発電との共存共栄の道を歩む中で、これまで原子力発電所の立地による交付金や固定資産税等の財政効果を背景に手厚い行政サービスを実施してきました。しかし、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力発電所の長期運転停止や所在原子力発電所の廃炉等により、これまで本市の手厚い行政サービスを支えてきた財源の縮小が不可避な状況にあります。

このことから、本市においては他の自治体以上に危機感をもって行財政の改革を進めていく必要があります。

－ 行政サービスの需要の縮小 －

人口減少の長期的なすう勢は、税財源等の縮小に伴う行政サービスの供給可能性を縮小させる一方で、その受益者の減少から行政サービスの需要そのものも縮小させることとなります。

特に、人口減少は利用者数をはじめ、対象者数により需要が判断される公共施設等の総量に強い影響を与えます。

また、人口減少の加速は、年少及び生産年齢人口の減少と高齢人口の増加を招くため、人口構成も長期的に変化することが見込まれることから、行政需要の低下だけでなく、行政需要そのものの変化を的確に捉えた行財政へと質的転換を進めていくことが求められています。

－ 効率的な行政サービス －

今後、人口減少が進行する中で、行政サービスの量的縮小と質的転換に取り組む必要がありますが、単なる行政サービスの水準の低下となった場合、本市の魅力を著しく低下させ、人口減少を一層加速させる危険性があります。

このことから、行政サービスの量的縮小と質的転換と同時に、これまでの行政サービスの水準を可能な限り維持しつつも、必要な経費の縮減を実現する効率的な行財政を推進していく必要があります。

【基本的な方向性】

わが国全体を取り巻く長期的な人口減少と原子力発電所の立地地域である本市固有の要因としての税財源等の縮小を踏まえ、行政サービスの需給双方の低下と人口構成の変化をはじめとする社会経済環境の変化に的確に対応した行財政の推進に向け、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 人口減少に対応した行政サービスの量的縮小

人口減少社会においては、官民双方における人的・財政的資源の縮小に伴う行政サービスの供給可能性の低下を招くだけでなく、需要面においても縮小が見込まれることから、行政サービスの量的縮小に取り組みます。

また、この取組にあたっては、持続可能で標準的な行政サービスを維持する観点から、単年度の予算事務事業の他に、複数年度の事業計画、そして公共施設等について、以下の基準に沿って実施することとします。

特に公共施設等については、公共施設等総合管理計画を策定し、現況及び将来の見通しや総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めま

① 緊急性の低い施策等

各再興戦略の観点から、必ずしも実施する必要がない緊急性が低い施策等を見直し、または廃止します。

② 事業効果が限定されている施策等

各再興戦略に基づく施策等と比較し、世代や態様等から、便益を享受する市民の対象が狭い、または限定されている施策等を見直し、廃止します。

③ 著しく手厚い行政サービスを提供する施策等

県内自治体、または全国と同級他団体等と比較し、著しく手厚いサービス水準にある施策等を見直し、または廃止します。

ただし、この基準は、過度な行政サービスを抑制する一方、本市行政サービス全般について、標準的な行政サービス水準を大きく下回ることがないようにする安定装置としても機能させます。

(2) 人口構成の変化に対応した行政サービスの質的転換

人口減少は、わが国全体においては少子化と高齢化を主要因とすることから、長期的に人口の構成を変化させ、年少人口と生産年齢人口は減少し、高齢人口は増加することとなります。

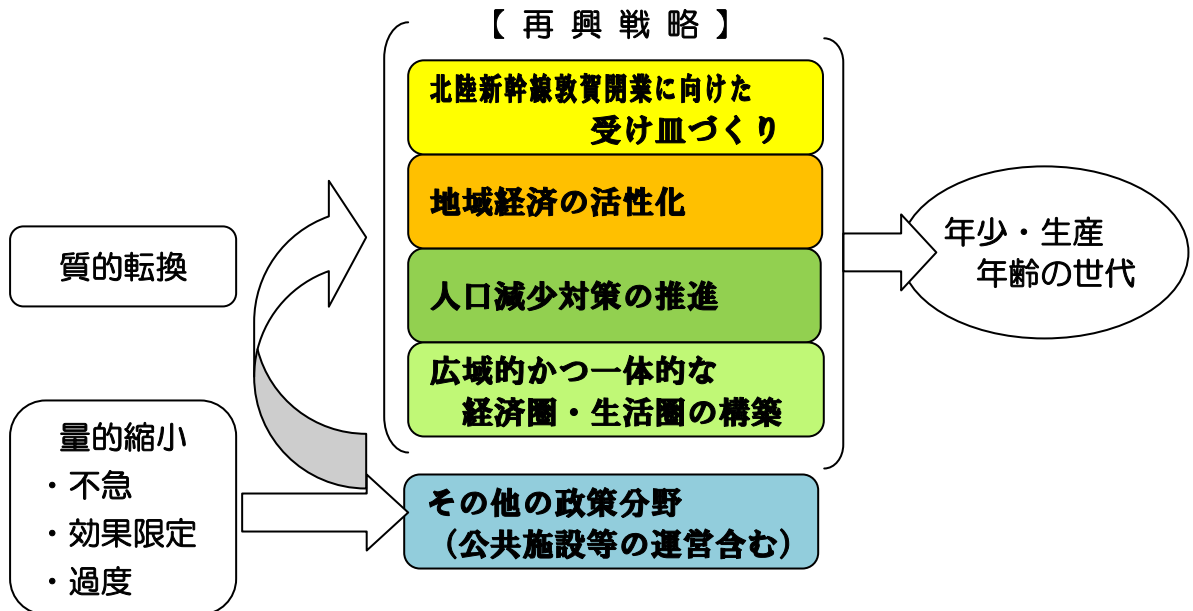
特に、高齢人口は、2040年頃まで増加が継続することから、高齢人口の行政需要は、当面の間、増加し続け、2040年頃には極大化するこ

とが予測されます。

その一方、これに対応した行政サービスの人的・財政的資源を負担するのは減少基調となる生産年齢人口の世代、将来においては年少人口の世代等となるため、増加基調となる高齢人口の行政需要に対して、現状水準を維持したまま、この全てに対応することは困難であると考えられます。

このことから、生産年齢の世代等に過度な負担を強いることがないように、行政サービスの量的な縮小を図るだけでなく、生産年齢の世代等に対する行政サービスについて、再興戦略に基づく施策に重点化することにより、手厚くしていくなど、行政サービスの質的転換を図ります。

◆ 再興戦略と行財政の量的縮小・質的転換の概念図



(3) 行政サービスの水準の維持に向けた取組

行政サービスの量的縮小と質的転換に取り組むと同時に、アウトソーシングの推進等のサービスの提供方法の見直しに取り組めます。

また、税等の収納率向上等の財源の確保にも取り組み、行政手続きのコンビニエンスストア等での受付をはじめとした先進的な手法を導入することで、可能な限り、現行の行政サービスの水準を維持していきます。

なお、これらのサービスの提供方法の見直しなどにあつては、技術的・物理的・人的なあらゆる側面から個人情報流出等を防止するなど、市民に不利益が生じることがないように、慎重に取り組んでいきます。